

5 地方税財源の充実・強化について

地方が物価高や全国的な賃上げを踏まえつつ、社会保障関係経費の自然増に加え、大規模災害への対策やこども・子育て政策の強化、デジタル変革の加速、地域経済の活性化、担い手確保対策などの財政需要に対応し、自立的、安定的な行財政運営ができるよう、地方財政計画を適正に策定するとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税の総額の持続的な確保に加えて、条件不利地域や財政力の弱い団体への配慮とともに、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて引き続き取り組むこと。

また、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」は、従来の取組の隘路に対応し、地方創生を軌道に乗せるための施策や、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域独自の取組などに自由度高くかつ継続的に活用できるものとするとともに、小規模自治体においても無理なく活用できるよう、事業立案段階での伴走支援を行うこと。また、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

【背景理由等】

四国4県では、財政の健全化に向け、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革に取り組むとともに、自主的な市町村合併を推進するなど、地方分権時代にふさわしい行政体制の整備を進めてきました。

現在、我が国において、社会保障制度改革等への対応や、地方創生に向けた取組が進められている中で、地方においては、人口減少、少子高齢化、厳しい雇用情勢、物価の高騰や疲弊した地域経済などへの対策に、厳しい行革によって得られた財源などを有効に活用し、懸命に努力しているところです。

また、地方法人課税については、令和元年度税制改正により、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、税源の偏在を是正する新たな恒久的な措置として、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されているところではありますが、地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、今後も地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る必要があります。

なお、収入金額課税については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受託している原子力発電所をはじめとする大規模発電施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきです。

【具体的な提言事項】

(1) 新興感染症対策・物価高騰対策のための十分な財源の確保

新型コロナウイルスの5類移行後、社会経済活動が正常化する一方、物価高騰の収束が見通せない中、地域経済を立て直すためには、各地域の実情に応じた社会経済対策が今後も必要である。

特に、これまでの物価高騰対策では、国による様々な支援に連動する形で、地方においても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、各地域の実情に応じたきめ細かい支援を実施してきた。このことを踏まえ、今後、国が新たな物価高騰対策を実施する際には、地方においても各地域の実情に応じたきめ細かい支援を引き続き実施するため、国で統一的に対策を講じるべきものと地方の実情に応じて対応すべきものの役割分担を整理した上で、今後の経済状況に応じて、交付金の追加交付を機動的に行うなど、都道府県が実施する幅広い事業に対し、時機を失することなく、必要な財政措置を十分に講じること。

また、新興感染症に備え、都道府県で行うこととされている個人防護具の備蓄に要する経費について、確実な予算措置を行うこと。

(2) 人口減少対策や地方創生を進めるための十分な財源の確保

「地方創生2.0」の「基本的な考え方」のもと、都市も地方も、安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、令和6年度補正予算において創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を引き続いて措置すること。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」は、従来の取組の隘路に対応し、地方創生を軌道に乗せるための施策や、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域独自の取組などに自由度高くかつ継続的に活用できるものとするとともに、小規模自治体においても無理なく活用できるよう、事業立案段階での伴走支援を行うこと。このうち、地方を支える農林水産業において、計画的なインフラ整備を進めるため、「インフラ整備事業」に新たに設定された交付上限額（県：総額50億・単年10億、市町村：総額10億・単年2億）及び自治体あたりの申請上限数（10件）については、これまでどおり上限を設けないこと。また、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

(3) 地方財政計画の適正な策定

地方財政計画の策定に当たっては、地方財政対策についての事前の地方への情報提供と説明の徹底を図ること。また、南海トラフ地震に備えた緊急防災・減災対策や地域経済の活性化対策、地方創生に向けた人口減少対策、公共施設等の老朽化対策、大幅に増加している社会保障関係経費や物価高騰の影響など、地方の財政需要を確実に反映させ、適切に策定すること。

特に、地方の歳出は、社会保障関係経費の自然増などを給与関係経費や投資的経費の削減努力などで補ってきており、従来のような歳出削減は極めて困難な状況にあることを踏まえ、国の赤字解消のために、効率化重視の視点のみでの歳出改革は行わないこと。

また、地方交付税の算定に当たっては、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」の考え方を継続・充実するなど、条件不利地域や財政力の弱い団体の実情を十分に踏まえた財源措置を行うこと。併せて、過疎地域の住民福祉の向上及び地域格差の是正並びに辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額を確保すること。

(4) 安定的な地方税体系の構築の推進

令和7年度税制改正において、いわゆる「年収103万円の壁」が見直され、住民税において、給与所得控除最低保障額が10万円引き上げられた。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止が国会で議論されており、廃止された場合には軽油引取税や地方揮発油譲与税に大きな減収が生じる。

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、今後、地方税財政に大きな影響を及ぼすさらなる見直しが見られる場合は、国の責任において代替となる財源を適切に確保するとともに、引き続き、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること。

(5) こども・子育て政策の強化を進めるための財政措置

全国一律のこども医療費助成制度の創設や不妊治療の保険適用範囲の拡大、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化等の実現にあたっては、原則、国がナショナルミニマムとして負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

(6) 「新しい地方経済・生活環境創生事業費」の拡充・継続

「地方創生推進費」と「地域デジタル社会推進費」を内訳とする「新しい地方経済・生活環境創生事業費」を拡充・継続すること。併せて地方の意見を十分に踏まえながら、地域の実情やデジタル化の必要度が適正に反映される算定方法とすること。

(7) 地球温暖化対策と気候変動の影響への適応策のための地方財源の確保・充実

「脱炭素化推進事業債」は、令和7年度末に期限を迎えることから、地方の意見を十分に踏まえ、期限を延長すること。また、地方単独事業を対象としているが、地域の取組を加速化させるため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の地方負担分を対象に追加するなど、さらなる充実・弾力的運用を行うこと。

(8) 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定に当たっての地方からの意見の反映及び必要な行政サービス水準を確保できる財源の確実な措置

地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定や、国が地方に対して新たな事務事業の義務付け等を行う場合には、地方自治の本旨及び地方分権の基本理念に即して、地方公共団体の意見を積極的に反映するとともに、自主財源が乏しい地方公共団体においても必要な行政サービス水準を確保するための実質的な財源を確実に措置すること。

(9) 合併市町村への十分な支援

合併した市町村に対して十分な支援措置を講じること。また、普通交付税の算定にあつては、とりわけ広域化・多様化した合併市町村において生じている周辺旧町村地域の活性化等のための行政需要等を適切に反映した算定方法とすること。

(10) エネルギー価格の高騰対策の拡充

物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けて、国が引き続き対策を行うとともに、価格高騰の状況に応じて、LPガスなどを含め支援の拡充等を行うこと。特に、電気料金の改定申請に対しては、厳格かつ丁寧な審査を行うとともに、電気料金の抑制に向けた取組をさらに進めること。

また、短期的な負担軽減策だけではなく、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

(11) 地方公務員の定年引き上げ及び教師の処遇改善に係る適切な財政措置

令和5年度から導入された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年引上げ後の60歳超職員の給与との均衡から暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適切な処遇確保に向けて必要な検討及び地方財政措置を講じるとともに、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。また、令和7年度から令和12年度にかけて引き上げられることとなった教職調整額についても、地方に新たな財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

(12) 地域医療体制の充実・確保に向けた適切な財政措置

物価高や人件費の上昇の影響等により、極めて厳しい経営環境にある公立・県立病院の実態を踏まえ、補助金（支援金）など即効性のある緊急対策を講じるとともに、高額薬剤や診療材料を多く使用する地域の中核病院ほど影響を受ける制度設計を速やかに見直すこと。

加えて、制度変更に伴う人件費の増嵩も含めた急激な変化に対しても迅速かつ適切に対応できるよう、繰出基準を見直したうえで、こうした経営強化や医療体制の整備に対して確実な地方財政措置を講じること。

また、医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう、適切な地方財政措置を講じること。